請願第1号

請願書

令和8年　5月　27日

尾張旭市議会
　議長　さかえ章演　様

紹介議員　川村つよし

請願者住所　尾張旭市[redacted]

請願者氏名　[redacted]　外　2　人

憲法尊重擁護義務の徹底と慎重な憲法改正議論を求める意見書提出を求める請願

1　請願趣旨

現在、国会において憲法改正に関する論議が行われており、とりわけ「緊急事態条項」の創設が議論されています。しかしながら、大規模災害等の非常時においては、現行憲法第54条に「参議院の緊急集会」の制度がすでに規定されており、非常事態への対応として十分に機能します。そのため、あえて新たな緊急事態条項を設ける必要性や合理性は見出せません。また、憲法第99条において、国会議員をはじめとする公務員は「憲法を尊重し擁護する義務」を負っています。憲法に縛られる立場にある国会議員が、その根本を揺るがすような改憲発議を軽々に行うことは厳に慎まれるべきです。ついては、地方自治法第99条に基づき、国会に対し慎重な審議を求めるとともに、「憲法尊重擁護義務を遵守すること」および「緊急事態条項の制定は不要であること」を内容とする国への意見書を提出していただくよう求めます。

2　請願内容

国に対し、憲法第99条に定められた「憲法尊重擁護義務」を厳格に遵守すること、憲法改正の議論にあたっては国民の理解と合意形成を最優先とすること、緊急事態条項の新設は行わないことを求める意見書を提出すること。

受付
-8.5.27
第75号

憲法尊重擁護義務の徹底と慎重な憲法改正議論を求める意見書（案）

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、そして恒久平和主義を基本理念とし、我が国の平和と民主主義の礎として重要な役割を果たしてきました。とりわけ、日本国憲法第99条において、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員には「この憲法を尊重し擁護する義務」が明確に課せられています。憲法は権力を制限し、国民の権利と自由を守るための最高法規であり、為政者が率先してこれを遵守することは立憲政治の根幹であります。

近年、国会において憲法改正に関する議論が加速していますが、憲法改正は国家のあり方を根本から左右する極めて重大な問題です。改正論議にあたっては、拙速な進め方を避け、国民的な議論の成熟を待つことが不可欠です。また、憲法改正の発議権を持つ国会議員自身が、現行憲法を尊重し擁護する義務を厳格に遵守しているかどうかが厳しく問われています。

特に、改憲論議の中で浮上している「緊急事態条項」の新設については、政府への権力の過度な集中を招き、国民の基本的人権や地方自治を著しく侵害する恐れがあります。我が国の現行憲法第54条第2項には、衆議院解散時等に国会を代替する仕組みとして「参議院の緊急集会」が既に定められており、民主的統制を維持したままでの非常時対応は十分に可能です。したがって、立憲主義を脅かす危険性のある緊急事態条項を新設する必要性はありません。

よって、政府及び国会におかれては、立憲主義と法の支配を堅持し、憲法尊重擁護義務を徹底されるとともに、以下の事項について強く要望いたします。

1. 国務大臣及び国会議員をはじめとするすべての公務員は、日本国憲法第99条に定められた「憲法尊重擁護義務」を厳格に遵守すること。
2. 憲法改正の議論にあたっては、国民の理解と合意形成を最優先とし、日程ありきの拙速な議論を避け、十分かつ慎重な審議を行うこと。
3. 非常時には現行憲法に規定された「参議院の緊急集会」を活用すべきであり、権力の濫用や人権侵害につながる「緊急事態条項」の新設は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年　○月○日　尾張旭市議会議長　さかえ章演

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣 殿